

令和2年度 富山県中山間地域等条件不利農地集積支援事業の概要

新たに農地中間管理機構を通じて借り入れた「未整備農地等の条件不利農地」に対して、畦倒しなどほ場条件向上作業を行う担い手に支援を行うもの。

<助成対象者>

前年10月以降に農地中間管理機構を介して新たに条件不利農地を借り受け、圃場条件向上作業を行う担い手(中心経営体・認定農業者・認定新規就農者)

<対象農地>

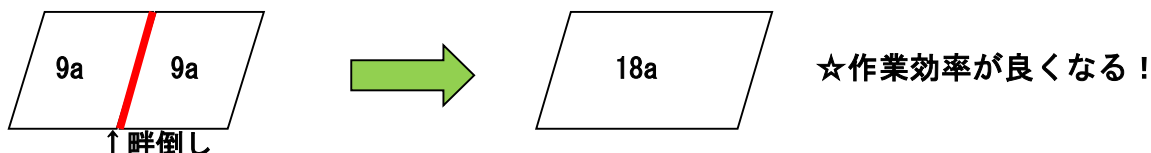
- ・大型機械作業が困難な不整形農地
- ・10a未満等の狭小農地
- ・用排水路が未整備・著しい劣化が見られる等、用排水の利便性が低い農地
- ・搬入路や農道が小さく大型機械等の進入が困難な農地
- ・市町村が周辺ほ場と比較して著しく作業性が劣ると認める農地

<対象事業>

- ・畦倒し・均平
- ・暗渠排水の設置
- ・搬入路・農道等の敷設・補修
- ・畦畔の補修
- ・用排水路の補修
- ・市町村が作業性の向上のために必要と認めるもの

※中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の補助金を活用して実施する事業は対象外

イメージ



<補助率>

事業に要する経費に対して、県 2分の1、市 4分の1 を補助

※ただし、補助の対象となる経費は1経営体あたり10万円までとします。

(例1) 畦倒しに8万円かかった

補助対象費：8万円 補助金：県 4万円、市 2万円 計 6万円

(例2) 排水路補修に15万円かかった

補助対象費：10万円 補助金：県 5万円、市 2万5千円 計 7万5千円

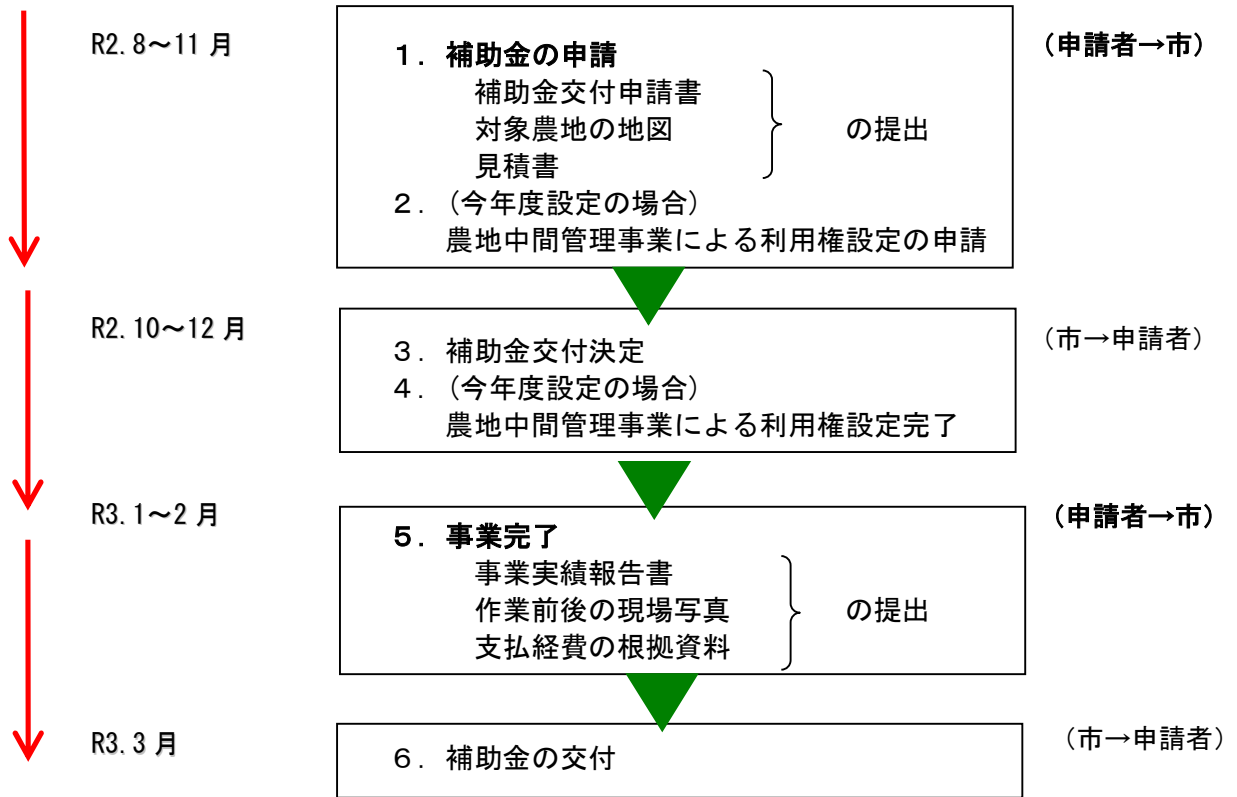
(例3) 畦倒し(例1)も排水路補修(例2)も実施して、23万円かかった

補助対象費：10万円 補助金：県 5万円、市 2万5千円 計 7万5千円

<事業実施期間>

令和元年度～3年度

令和2年度 補助金の申請から交付までの流れ



事業活用スケジュール

	前年度							今年度											
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
水稲	稲刈り			降雪等で事業着手困難地域				田植え			稲刈り								
大麦	播種							収穫					播種						
大豆	収穫							播種					収穫						
前年度配分計画	配分 10/31							事業着手○											
	配分 11/30							事業着手○											
	配分 12/31							事業着手○											
	配分 3/31							事業着手○											
今年度配分計画	配分 事業着手○ 4/30							配分 事業着手○											
	配分 事業着手○ 5/31							配分 事業着手○											
	配分 事業着手○ 10/31							配分 事業着手○											
	配分 事業着手○ 11/30							配分 事業着手○											
事業着手可能	配分 事業着手○ 12/31							配分 事業着手○											
	配分 事業着手○ 12/31							配分 事業着手○											

※配分 : 農地中間管理機構から取組主体へと利用権設定始期

事業着手○ : 今年度事業の活用をする場合の事業着手可能時期